

薬生食輸発0430第1号
令和3年4月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産トウジンビエのアフラトキシン、中国産ひまわりの種子のアフラトキシン並びに中国産もろこし(こうりゃん等)、ブルキナファソ産ごまの種子及びベトナム産きびのアフラトキシンの検査を受けることを命ずる具体的な理由)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和3年4月28日付け薬生食輸発0428第6号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、インド産トウジンビエの粉及び中国産ひまわりの種子加工品からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正する。

また、中国産もろこし(こうりゃん等)、ブルキナファソ産ごまの種子及びベトナム産きびのアフラトキシンの検査を受けることを命ずる具体的な理由について、下記のとおり改正するので御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1インドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
トウジンビエ(学名： <i>Pennisetum glaucum</i>)(粉を含む。)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加し、

2. 別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ひまわりの種子及びその加工品（ひまわりの種子を30%以上含有するものに限る。）	-	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加する。

3. 別添1の中国産もろこし（こうりゃん等）、ブルキナファソ産ごまの種子及びベトナム産きびのアフラトキシンについて、「検査を受けることを命ずる具体的理由」を以下のとおり改正する。

新	旧
検査を受けることを命ずる具体的理由	検査を受けることを命ずる具体的理由
総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。